



占冠村清流大学新入学生募集のお知らせ

占冠村清流大学では、平成31年度の新入学生を募集しています。
社会見学や修学旅行、村内学校との交流など楽しい学習活動を行っています。楽しく学び、交流を深める場として気軽に参加し、学習した内容をご自身と地域のために役立てていただければ幸いです。
入学を希望される方は、**4月5日(金)**までに社会教育担当(TEL:56-2183)へお申し込みください。

入学資格	満60歳以上の健康な村民の方
定員	男女各10名程度
授業内容	(1) 一般教養・・・生活習慣病、家庭内医学、国民健康保険、消防講座等 (2) 実技学習・・・軽スポーツ、体力づくり、書道、手芸等 (3) 奉仕活動・・・公共施設・福祉施設の環境美化等 (4) 研修活動・・・社会見学、施設見学、宿泊研修等 年間の学習計画により、月1回～2回(夏期1回・冬期2回)の学習活動を行います。 学習時間は、毎回午前10時から午後2時までとし、通学に関しては、自己で手段を講じてください。
学習場所	占冠村コミュニティプラザ 他
在学期間	大学 4年制 大学院 2年制 研究生 希望する期間
経費	傷害保険料年間1,200円または、1,850円(年齢によって異なります) 自治会費、若干の教材費(必要に応じて)



占冠村立学校体育施設の開放事業について

平成31年度における学校開放利用団体を募集します。

対象団体	10人以上の団体またはグループ ※未成年者の団体やグループについては、監督者として成人者が含まれている場合に限り対象とします。
開放施設	①占冠中央小学校 ②占冠中学校 ③占冠地域交流館 ④トナム学校
開放時間	午後7時から午後9時まで
申込期限	3月22日(金)までに、社会教育担当へお申し込みください。 利用団体会議を4月中旬に予定しています。後日、申込団体へ個別に通知いたします。



清流大学公開講座

占冠村清流大学では、下記により公開講座を開催します。
興味のある方は、お誘いあわせのうえご参加ください。座席準備のため、参加希望者は事前に清流大学事務局(TEL:56-2183)までご連絡をお願いします。

日時	平成31年3月14日(木) 11:00～12:00
内容	「古典に親しむ」
場所	占冠村公民館(コミュニティプラザ多目的ホール)

【野生動物対策の状況について】

市内の野生動物に関する情報をお知らせいたします。

■お問い合わせ

林業振興室

電話 56-2174



エゾシカ

今冬の雪は、12月までは少なめで経過しましたが、1月以降にたくさん降り、例年並みに追いついたようです。序盤の雪の少なさが、シカたちにとって体力温存となって吉と出るか、雪に覆われなかったササが枯れて凶と出るか、いずれにしても晩冬はシカたちにとって最も厳しい季節です。晴れた日に、雪解けの早い南向き斜面で木の枝やササなどを食べる姿を見ていると、春を待ちわびる気持ちが伝わってくるようです。



痩せた子シカ

平成30年2月

1月の駆除捕獲数は16頭で、平年よりやや多めでした。



ヒグマ

先月号で昨年の集計結果をお伝えしましたが、今月はそろそろヒグマが活動を始めますので、今年のヒグマ対策の方針について触れたいと思います。

基本は北海道ヒグマ保護管理計画の具現化ですが、私どもの目標の第一は人身事故を防ぐこと、次いで農業被害の抑制を図ること、さらに情報の収集分析を通じて知識体系を強化し、以後の対応に備えることです。これらは互いに不可分かつ恒常的なテーマですが、今年には特に、目撃等の情報から個体識別、個別対応へとつなげる技術の進展、体制の構築に注力したいと考えています。

村でヒグマ情報の収集と活用を考えると、村担当者や捕獲従事者だけでなく、住民の皆様の協力が欠かせません。一時的に村を訪れる方も情報の重要な担い手です。よりの確なヒグマ情報を寄せていただき、ま

た上手に危険を回避していただくためには、皆様と村のヒグマについての知見を共有し、未知の領域を一緒に探求していく姿勢が大切だと考えています。

こうした目的意識の下で毎月お知らせしておりますが、3月3日に開催予定の公民館事業「占冠村ヒグマミーティング」においても、時間をいただいて担当から関連事項をお話したいと存じます。多くの皆様のお集まりをお願いします。



◆占冠村猟区について◆

12月中旬以降、2月上旬現在までのガイド付きシカ猟は2件、捕獲は1頭にとどまりました。10月初めからの累計は11件、延べ30人日で、捕獲16頭となっています。事故、違反等の発生はありません。

▲その他▲

毎冬恒例の鳥インフルエンザ、今期はまだ感染事例が報じられておらず、国の対応も通常レベルです。疑わしい野鳥死骸を見たときは、お知らせください。

こちら 駐在所です

占冠駐在所 TEL 56-2110

さしのべる 手のぬくもりを どの子にも

非行防止は家庭から！

- 家庭は最も身近な社会です。社会のルールやマナーを守らせ、善悪のけじめをつけさせましょう。
- インターネットの利用に起因して、犯罪被害に遭う子供が後を絶ちません。家庭でのルールづくりや情報モラルについて家族で話し合しましょう。

こんな兆候は要注意！

- 行き先を言わず外出したり、帰宅時間が不規則になり、夜遊びや外泊が多くなった。
- 親に隠れて長時間携帯電話を利用したり、知らない人からメールが届くようになった。

フィルタリングサービスで有害サイトをブロック！

- フィルタリングとは、有害サイトへのアクセスを制限するサービスです。
- 18歳未満の児童が使用するスマートフォンなどには、原則フィルタリングサービスに加入することが法律で義務付けられています。